

# 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第46条 第2項の農林水産大臣が定める農林物資

全部改正：平成19年11月15日農林水産省告示第1417号

一般材（集成材、単板積層材、構造用パネル、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材を除く。）であって、乾燥処理又は保存処理を施していないものをいう。

改正文（平成19年11月15日農林水産省告示第1417号）  
平成19年11月19日から施行する。